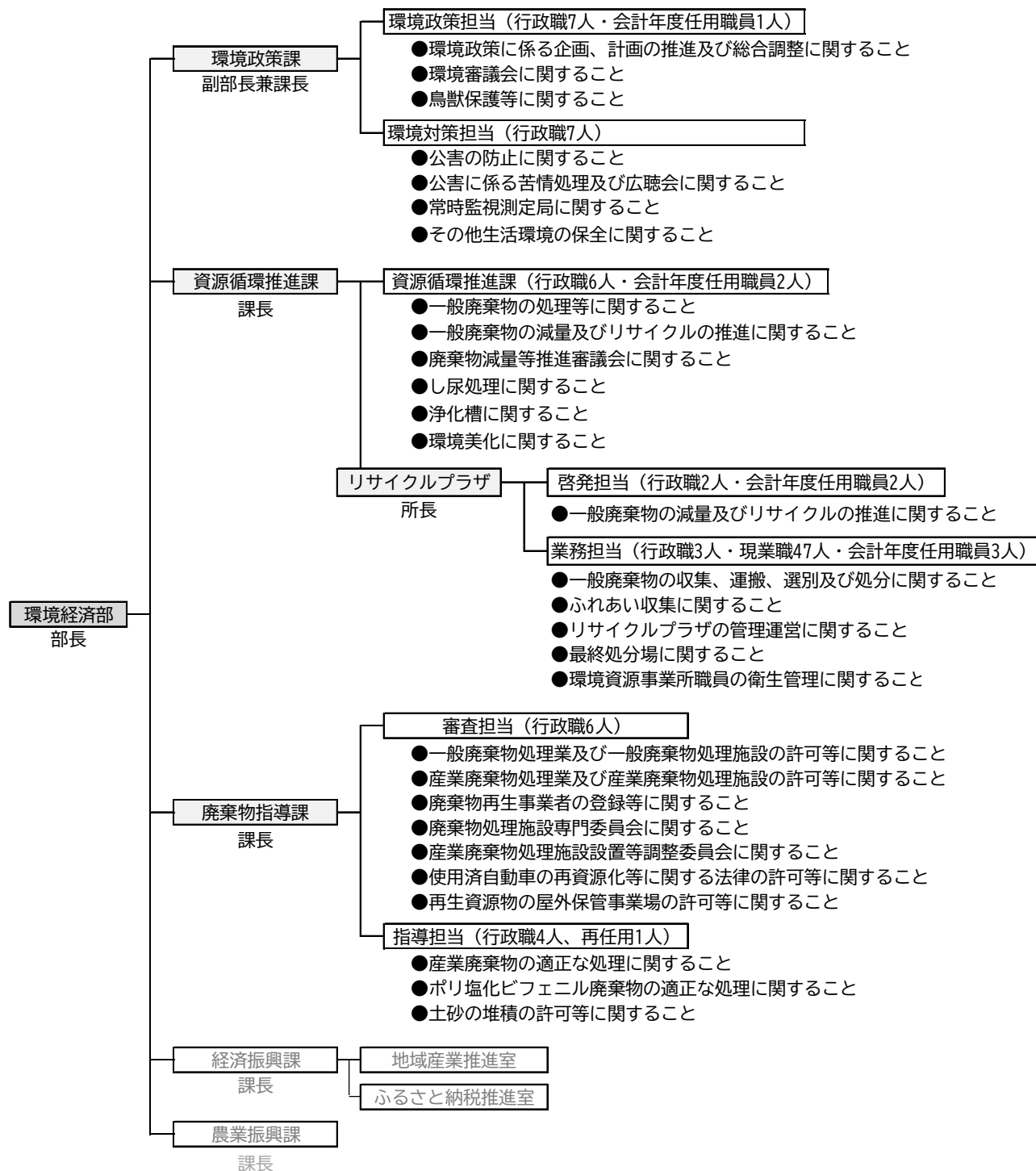


第2節 環境行政のあらまし

1. 環境行政の体制

1-1 環境行政組織図（令和7年4月1日現在）



1-2 附属機関（審議会等）

（ア）環境審議会

環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議するため、越谷市環境条例第 25 条に基づき、設置されています。

大 熊 正 行	越谷商工会議所 常議員
関 根 隆 裕	東京電力パワーグリッド株式会社 川口支社 越谷事務所長
吉 田 将 光	越谷青年会議所 理事長
渋谷 喜代治	越谷市農業団体連合会顧問
○藤 野 毅	埼玉大学大学院理工学研究所 教授
船 山 智 代	文教大学 教育学部 教授
◎浜 本 光 紹	獨協大学 経済学部 経済学科 教授
永 島 達 也	国立研究開発法人国立環境研究所 地球システム領域 副領域長
大 澤 千恵子	埼玉県環境科学国際センター 担当部長
宮 山 清 司	特定非営利活動法人越谷ふるさとプロジェクト 理事
石 井 秀 夫	埼玉県生態系保護協会 越谷支部 支部長
星 野 智 子	一般社団法人環境パートナーシップ会議 代表理事
久 保 信 一	公募市民
小 松 幸 彦	公募市民
前 田 恵 子	公募市民

◎：会長 ○：副会長 （令和 7 年 8 月 6 日現在）

（イ）廃棄物減量等推進審議会

総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 7 条に基づき、設置されています。

松 永 佳世子	公募市民
須 田 勲	公募市民
増 澤 一 朗	公募市民
富 沢 二三子	公募市民
○浅 見 昭 一	越谷市自治会連合会 理事
内 田 泰 代	越谷市コミュニティ推進協議会 監事
小 西 まどか	埼玉県環境部資源循環推進課
◎浅 井 勇一郎	獨協大学 経済学部 国際環境経済学科 特任助手
長 森 正 尚	埼玉県環境科学国際センター資源循環・廃棄物担当部長
足 立 夏 子	特定非営利活動法人 持続可能な社会をつくる元気ネット 事務局長
草 場 澄 江	特定非営利活動法人 埼玉フードパントリーネットワーク 理事長
並 木 潤 太	越谷商工会議所 工業部会 副部会長
公 文 正 人	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会 アドバイザー
中 田 広 一	公益財団法人古紙再生促進センター業務部長

嘉 指 久美子	越谷市環境事業協同組合
---------	-------------

◎：会長 ○：副会長 （令和 7 年 4 月 1 日現在）

（ウ）廃棄物処理施設専門委員会

廃棄物処理施設の設置許可に当たり、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に適正な配慮がなされたものであるかどうかについて、専門的知識を有する者の意見を聴くため、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 17 条の 2 の規定に基づき、設置されています。

荒 井 喜久雄	（元）公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
河 村 清 史	（元）埼玉大学大学院 理工学研究科教授
川 本 健	埼玉大学大学院 理工学研究科教授
藤 吉 秀 昭	一般財団法人 日本環境衛生センター 常勤顧問
松 本 泰 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科教授

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

（エ）産業廃棄物処理施設設置等調整委員会

産業廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査、審議するため、越谷市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第 23 条の規定に基づき、設置されています。

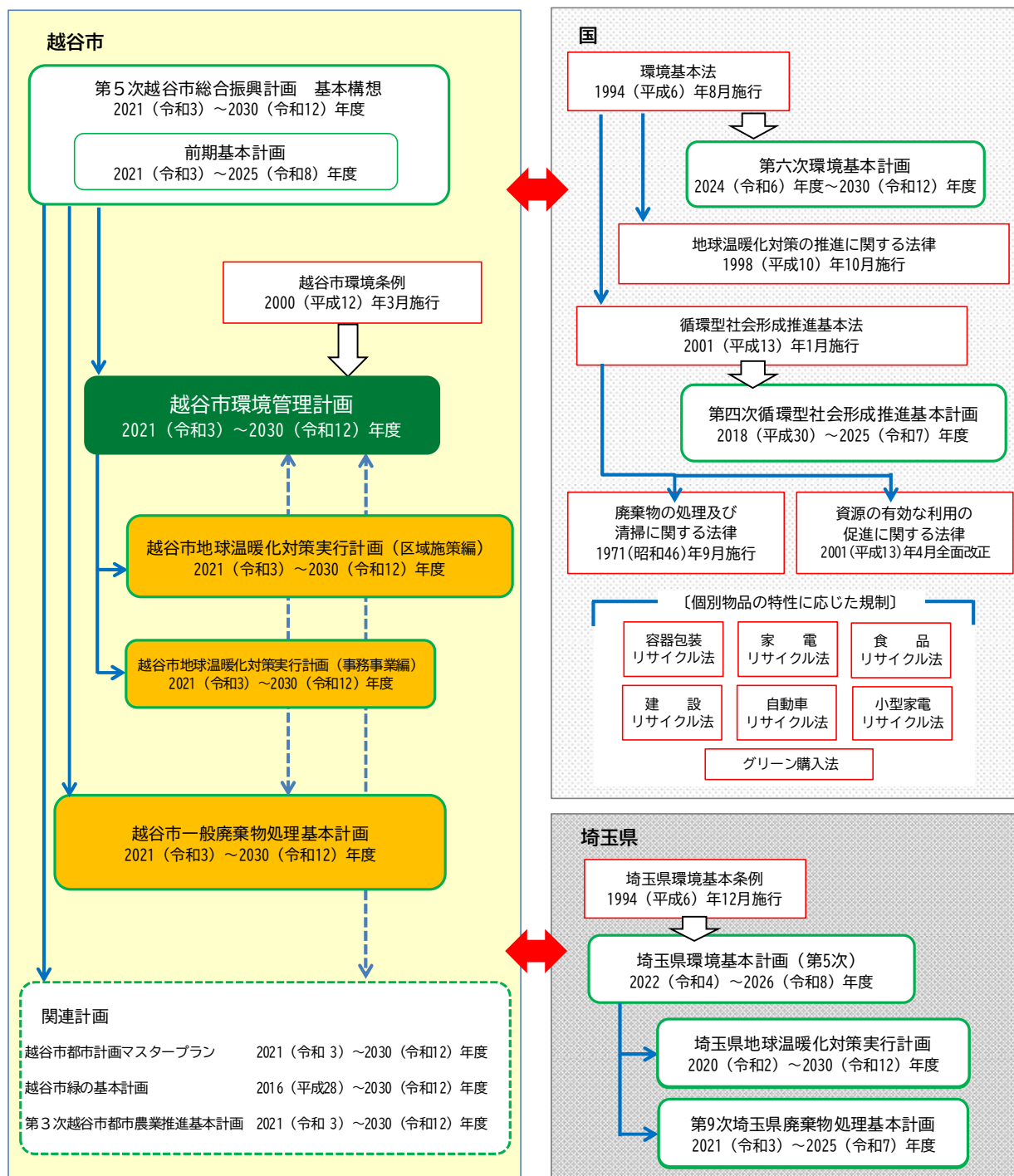
江 原 智	江原総合法律事務所 弁護士
篠 崎 淳	篠崎法律事務所 弁護士
川 本 健	埼玉大学大学院 理工学研究科教授
松 本 泰 尚	埼玉大学大学院 理工学研究科教授

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

2. 環境関連計画

2-1 主要な計画の位置付け

※令和7年度現在



2-2 主要な計画の概要

(ア) 越谷市環境管理計画

越谷市環境条例の理念を具現化し、環境の保全に関する施策を長期的な観点から総合的、体系的に推進する計画です。市の環境に係る総ての施策の基本的な方向を示し、取り組みを誘導する役割を担っています。

環境に関する状況や課題を地域レベルから世界レベルまでの確に把握し、SDGsの考え方を取り入れるとともに、世界・国・県の計画や方向性、本市の関連計画との整合性を踏まえながら、今後の本市の環境施策を総合的・体系的に推進するため、令和3年4月に改定を行い、令和3年度～令和12年度までを計画期間としています。

○越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

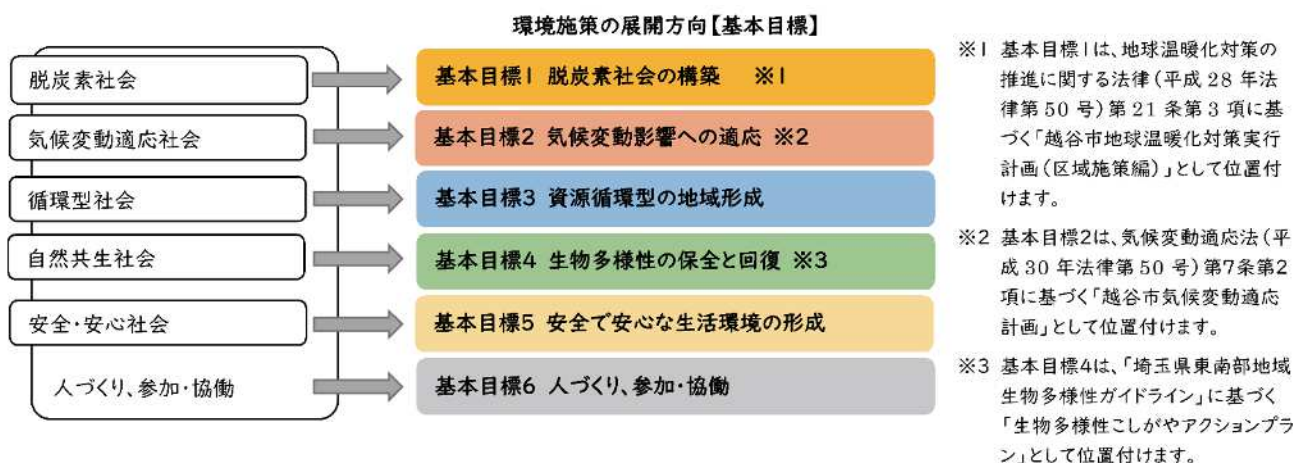
「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の実行計画であり、越谷市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等を総合的かつ計画的に推進するものです。令和3年4月に策定しました令和3年度～令和12年度までを計画期間とした越谷市環境管理計画の中に含む形で新たに策定しています。

【温室効果ガス排出量の削減目標の改定について】

越谷市環境管理計画の温室効果ガス排出量の削減目標については、国や県の目標と足並みを合わせるため、国や埼玉県と同値である「令和12年度（2030年度）に平成25年度（2013年度）比で26%削減」に合わせて設定していました。しかし令和3年10月、国の削減目標が「46%削減」に見直されました。また、埼玉県においても、令和4年度中に「46%削減」に見直しをすることが示されました。本市においても、ゼロカーボンシティ実現に向け、率先的に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すため、令和5年2月、現行の「26%削減」から「46%以上削減」への改定を行いました。また、指標に利用している埼玉県の算定方法についても見直しがあったため、環境指標の現状値を「8.6%減」から「10.6%減」へ変更しました。

○環境施策の展開方向

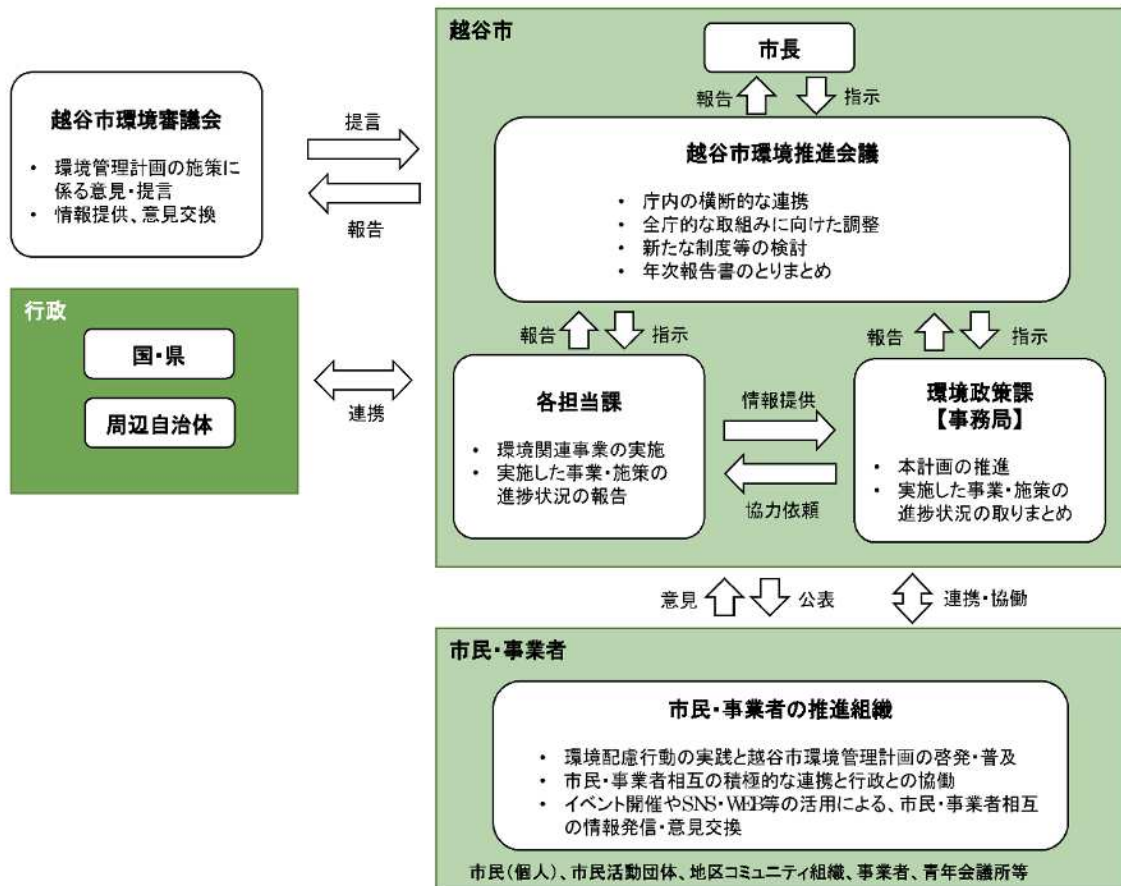
市の望ましい環境像「みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来」を実現するため、施策を展開していきます。



○推進体制

市の組織である「越谷市環境推進会議」により施策の推進・調整を図ると共に、市民・事業者の推進組織（市民活動団体、地区コミュニティ組織、青年会議所等）との協働により取組みを進めています。また、これらの進捗状況について、毎年度環境審議会に報告し、意見・提言を受けています。

推進体制



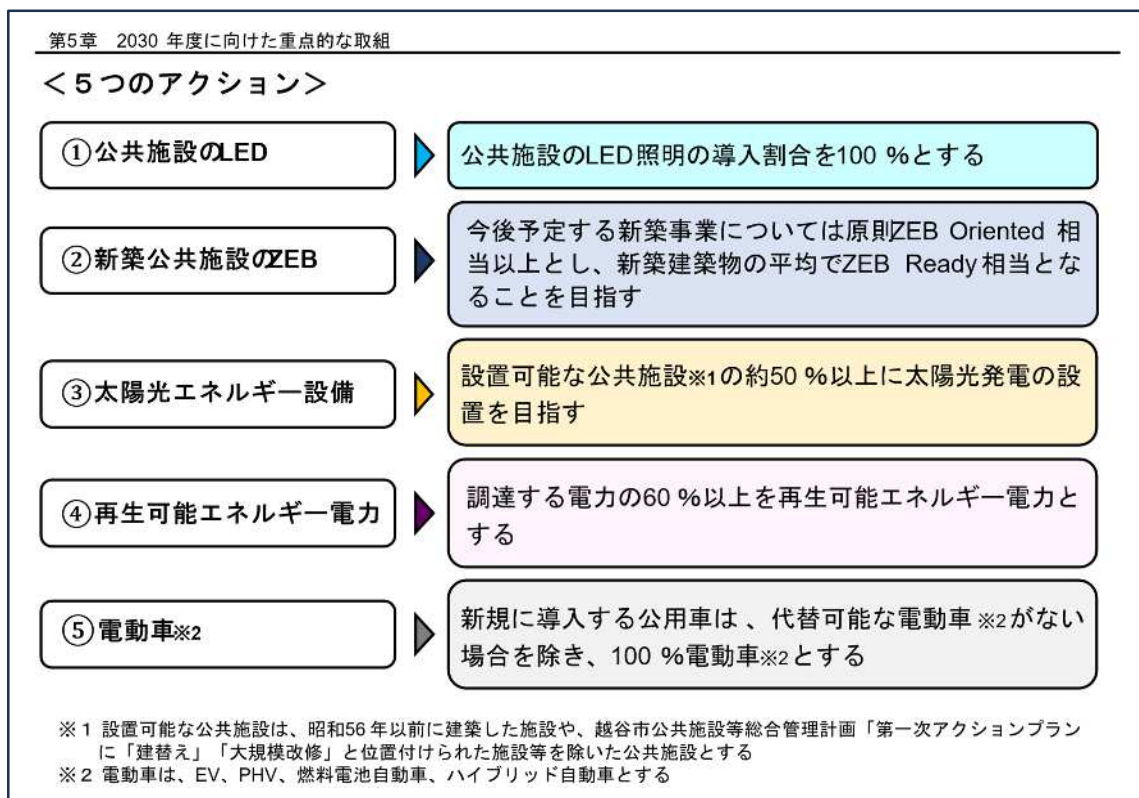
(イ) 越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減を図る計画「越谷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」も令和 3 年 12 月に策定し、令和 12 年度までを計画期間としています。

○令和 12 年度（2030 年度）に向けた重点的な取組

令和 7 年 3 月には、市の事務事業に係る脱炭素をさらに加速させるため、「政府の事務事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のための実行すべき措置(政府実行計画)」を踏まえて、再生可能エネルギーの導入拡大や再生可能エネルギー電力への転換など、令和 12 年度に向けた重点的な取組を位置付けました。

5 つの重点的な取組



(ウ) 一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画に位置づけられ、上位計画である「第 5 次越谷市総合振興計画」、「越谷市環境管理計画」で掲げているごみ処理行政分野における計画事項を具体化するための施策方針を示す、ごみ処理に関する上位計画です。

なお、令和 3 年 3 月に改定し、令和 12 年度までを計画期間としています。

